

シリーズ  
今年のしごと

第3弾 子育て支援課

問い合わせ先 子育て支援課  
☎0968 (25) 7214

菊池市の子育て支援の  
取り組みを紹介します

子どもを預けたい時  
子育てサポートセンター

子どもを預けたい人（おねがい会員）と預かりたい人（おたすけ会員）で作る会員組織です。急な用事で子どもの世話ができない時、子どもを市内のおたすけ会員の自宅などで預かります。サポートセンターへ会員登録しておくと、センターが登録した人の要望に

あったおたすけ会員を紹介します。おねがい会員とおたすけ会員両方の会員登録も可能です。

平日 午前7時～午後8時

300円（1時間）

右記以外の時間、土日祝日

350円（1時間）

受付時間 午前8時30分～午後5時  
申込先

菊池市子育てサポートセンター  
☎0968 (25) 5000



親子で集まる場所  
子育て支援センター

親子が集まって、保育士などのもとで、育児相談、子育てサークル活動、子育ての情報提供などを行います。気軽にお越しください。

開設日 月曜～金曜

センター名	電話番号
さくらんぼハウス (菊池さくら保育園内)	☎0968 (24) 3880
ふくもとの森 (福本保育園内)	☎0968 (38) 4651
ぴかぴか (新明保育園)	☎0968 (37) 3126

(幼・保、小、中連携)

幼稚園・保育所、小・中学校が連携して、子育て支援を進めています。



保育所



放課後児童育成クラブ



つどいの広場

次世代育成支援  
後期行動計画を策定しました

菊池市においては、急速な少子化の進行など子育てをめぐる社会経済情勢に対応するために、平成17年度から前期の行動計画を推進してきました。

次代を担う子どもたちが心豊かで健やかに育ち、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう施策を推進するために、アンケート調査、前期計画の実施状況、子育て関係機関によるワークショップなどにより見直しを行い、平成22年度からの5年間の計画期間とする「菊池市次世代育成支援後期行動計画」を新たに策定しました。

基本理念

地域の力で のびのび きくちっ子  
子育て家族を応援しよう

子育ては、親だけでなく、子どもを取り巻くさまざまな立場の地域住民の協力が重要なことから、後期行動計画においては、より一層地域の力を子育て支援に活かすことに視点を置いて基本理念を設定し、施策を推進していきます。

悩み	相談窓口
子育て、虐待などの児童相談	子育て支援課 相談室直通 ☎0968 (25) 7214 ☎0968 (25) 1399
DV・離婚などの女性相談	県女性相談センター ☎096 (381) 7110
こども110番	県福祉総合相談所 ☎096 (382) 1110
肥後っ子テレホン	警察本部少年課 ☎096 (384) 4976 ☎0120 (02) 4976
キッズケアセンター	児童家庭支援センター ☎0968 (62) 0222
発育・健康相談	菊池保健所 健康推進課 ☎0968 (25) 4155 ☎0968 (25) 7219

各種相談窓口を  
用意しています

菊池市をはじめ、熊本県では皆さんの悩みを解決するための相談窓口を設けています。初めての子どもで子育てに不安を感じている人、配偶者からの暴力に悩んでいる人など、一人で悩まずに相談してください。

健康を保つために…  
健康診断(妊婦・乳幼児)、  
育児相談

乳幼児健康診断や育児相談を定期的に行っています。詳しい情報を知りたい人はお問い合わせください。

健康推進課

☎0968 (25) 7219

七城総合支所民生課

☎0968 (25) 1000

旭志総合支所民生課

☎0968 (37) 3111

泗水総合支所民生課

☎0968 (38) 2714

子どもに急な病気やけがが発生  
小児救急電話相談

夜間における子どもの急な病気への対策や応急処置などを相談できる窓口です。経験豊かな看護師がアドバイスします。(熊本県内統一)

相談時間

毎日 午後7時～午後11時

夜間相談

☎096 (364) 9999

携帯電話のプッシュ回線 #8000

携帯電話、ダイヤル回線電話

☎096 (232) 9331

休日在宅当番医問い合わせ先

地域救急医療情報センター(菊池広域連合消防本部)

すくすく子宝祝金を贈ります

多くの子どもが出生されることを祝福し、生まれた子どもが健やかに成長することを願ってつくられた制度です。子どもの誕生をお祝いして贈ります。

対象者

母親が1年以上市内に住所を有し、第3子以降の子どもを養育している者

※扶養するすべての子どもが同じ世帯で、市内に住所があること。また、市税などの滞納がある場合は支給しないなどの条件があります。

支給額

第3子以降一人につき10万円を祝い金として支給

